

広島県告示第二百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、鯉崎港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更した。なお、今回の変更により新たに追加される臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所管理課において縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール) 積
豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭のそれぞれの一部		二・一五

2 変更後

区	域	面 (ヘクタール) 積
豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭、同町東野字垂水のそれぞれの一部		二・三五

二 分区の変更

1 変更前

分区	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭のそれぞれの一部		二・〇五
修景厚生港区	豊田郡大崎上島町東野字生野島の一部		〇・一

2 変更後

分区	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	豊田郡大崎上島町東野字花條、同町東野字白水、同町東野字多賀浜、同町東野字鯉崎、同町東野字生野島、同町東野字象頭、同町東野字垂水のそれぞれの一部		二・二五
修景厚生港区	豊田郡大崎上島町東野字生野島の一部		〇・一